

## 注 意 事 項 (必ずご確認ください)

### 1 年会費および月参加料の支払いについて

- ①年会費・月参加料はいかなる場合でも返金はありません。
- ②年会費は、所定用紙（CVS 専用振込取扱票）をコンビニにご持参いただき、原則として申込日より10日以内にお支払いください（次年度継続希望会員は3月15日まで）。お支払いが確認できた時点で入会とします。
- ③次年度継続希望会員が、3月15日までお支払いいただけなかった場合は、新規会員扱いになります。
- ④月参加料は3月（4～6月分）、6月（7～9月分）、9月（10月～12月分）、12月（1～3月分）に、3ヶ月分をまとめて会員様に送付いたします。所定用紙（CVS 専用支払取扱票）をコンビニに持参いただき、それぞれの月の参加料を前月の25日までにお支払いください。（4～6月分をまとめて3月25日に振込いただいても構いません）
- ⑤期限の過ぎた CVS 専用支払取扱票はお使いになれません。その場合、再度取扱票を送付しお支払いいただきますが、手数料は会員様負担とさせていただきます。なお、参加されているコースの月参加料を、3カ月間お支払いいただけない場合、該当コースには参加ができなくなります。（ただし、それまでの月参加料は徴収させていただきます。）
- ⑥主催者側の理由で月2回以下の実施になった場合は、月参加料半額となります。（次に3ヶ月まとめて送付する支払取扱票の最初の月参加料を半額にします。）

### 2 傷害保険の対象について

クラブの管理下における活動中および、自宅と活動場所の往復中のケガまたは特定疾病といたします。

※特定疾病：急性心疾患・心筋梗塞・細菌性食中毒・急性呼吸器疾患・熱中症・脱水症状・低体温症・急性脳疾患

### 3 一時休会について

一時休会の制度は原則ありません。ただし、スポーツクラブ活動中にケガをして、主催者側が傷害保険を支払った場合で、本人または保護者が継続を希望した場合に限り、最長2カ月（月単位）の休会ができます。詳しくは、事務局までお問合せください。

### 4 活動における留意点について

各施設利用につきましては、利用上の規則に従ってご利用ください。

### 5 各種申請手続きについて

下表をご確認いただき、不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

申請名	手続方法						申請期限	手 続 内 容
	来 館	F A X	メー ル	郵 送	T E L			
退 会 届	○	×	×	×	×	前月末日	コース変更届でFAX,メール,郵送の方は、下記内容を明記してください。 ①参加コース ②氏名(フリガナ) ③年齢 ④連絡先(携帯番号)	
コース変更届 ※	○	○	○	○	×			

※ 希望先のコースに空きがある場合のみ受付できます。詳細は事務局へお問い合わせください。

## 6 傷害保険の詳細について

<補償内容> 団体総合補償制度費用保険

補 償 内 容	補 償 金 額 ( ) 内は特定疾病の補償金額
災害死亡補償（傷害、特定疾病）	1,000 万円（1,000 万円）
後遺障害補償（傷害）	1,000 万円（1,000 万円）程度に応じて
入院見舞金（傷害、特定疾病）	4,000 円（4,000 円）1日につき、1日目から
通院見舞金（傷害、特定疾病）	1,500 円（1,500 円）1日につき、1日目から

・入院限度日数 事故の日から 180 日以内の入院日数  
・通院限度日数 事故の日から 180 日以内の通院日数に対して 90 日分

### ①補償の時間

(1)クラブの管理下 (2)自宅とスポーツクラブの往復途上

### ②担保（保険金）の種類

(1)災害死亡補償保険金 (2)後遺障害補償保険金  
(3)療養補償（入院）保険金 (4)療養補償（通院）保険金

### ③補償対象の災害の種類

(1)傷害（ケガ） (2)脳卒中等の特定疾病※の発症

#### ※特定疾病

傷害に加え次の特定疾病が、それぞれの担保種類について補償の対象になります。

- ・急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患
- ・くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患・気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
- ・細菌性食中毒・日射病および熱射病（熱中症）・低体温症・脱水症

### ④保険金をお支払いできない主な場合

- 故意、重過失、会員の自殺、闘争行為、犯罪行為、会員の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用、会員の無資格運転・酒酔い運転、他覚症状のない会員の感染、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの、妊娠、出産、早産、戦争・暴動  
保険始期直前 12 カ月以内に医師の治療を受け、または医師の処方に基づく服薬をしていた疾病
- 補償適用の原因が傷害（ケガ）・疾病ではない場合
- 該当する補償規定がない場合
- 該当する補償規定を当保険会社が了知していない場合など

————— 本件に関する問合せ先 —————

〒990-0075 山形市落合町 1 番地

山形市体育協会スポーツクラブ事務局（山形市総合スポーツセンター内）

TEL : 023-616-6676 FAX : 023-625-2285 E-mail : [club@yamagatasi-taikyou.jp](mailto:club@yamagatasi-taikyou.jp)

## スポーツスクール実施に向けたガイドライン

令和3年4月1日

### ＜ 実施するための対策等について ＞

スポーツ教室実施にあたり、会場となる施設の感染防止対策の留意事項を遵守すること。  
新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ庁、県、市からの感染防止対策を実施すること。  
感染防止対策については、「3つの密（密閉・密接・密集）」を回避するための措置が必要。

#### ①密閉

- ・こまめな換気（窓や扉、換気設備等の定期的な換気）
- ・換気設備の適切な運転（事務室での操作）

#### ②密集・密接等について

- ・会場となる施設の定員を厳守し、密集・密接にならない態勢で実施すること。
- ・運動・スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。
- ・更衣室が利用出来ない事を事前に周知すること。
- ・備品の共有が必要な競技種目については、都度消毒を行える態勢や工夫して実施できる場合は実施の検討を行うこと。

#### ③講師との確認事項

- ・各競技のガイドラインを確認し、実施可能か協議を行うこと。（競技特性上等の確認事項）

#### ④その他

- ・実施する会場が利用可能であること。
- ・基本的な告知方法については、当協会 HP、管理施設や公民館等でのチラシ陳列等での告知を行うこととする。（市報掲載については、掲載が可能であれば依頼すること）